No. 211

長野県トラック協会報

2014
6月

nagano TRUCK ASSOCIATION

もくじ

理事会報告 …… 2

委員会報告

総務委員会・陸災防分会長合同会議 …… 3
広報委員会 …… 3
税制対策委員会 …… 3
労働委員会 …… 4

行政からのお知らせ

国土交通省
不正改造車を排除する運動の実施 …… 5
ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施 …… 10
道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針 …… 14
大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底 …… 19
「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正 …… 24
乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用 …… 25
厚生労働省
労働災害減少に向けた緊急要請 …… 27

協会からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦依頼 …… 29
省エネ安全運転研修会参加者募集 …… 32
低公害車導入促進助成 …… 36
安全装置等及びＥＭＳ機器導入促進助成金事業の助成対象機種の追加・廃止について …… 40
平成26年度全ト協助成「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の公募について …… 45
第３６回プロドライバー事故防止コンクール表彰式開催 …… 47
プロドライバー通報 …… 48

陸災防

夏期労働災害防止強調運動実施 …… 49
平成２６年度全国安全週間の実施 …… 59
平成２６年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の実施 …… 64
平成２６年度労働者数の報告 …… 71

会員だより …… 72

行政からのお知らせ

国土交通省

不正改造車を排除する運動の実施

国土交通省から、不正改造車を排除する運動が、下記実施要領により実施する旨の通達がありましたので、関係実施事項について積極的に推進してください。

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平　成 26 年 4 月
国土交通省自動車局

第１　目　　的

我が国の自動車保有台数は、平成25年12月末現在で8,041万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,373人と13年連続して減少しており、負傷者数も77万人と9年連続で減少しているが、警察庁の目標は平成27年までに死傷者数70万人以下であり、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

第２　実施機関

国土交通省及び自動車関係32団体（別紙1）で構成する「不正改造防止推進協議会」（以下「協議会」という。）が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第３　実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成26年6月１日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第４　実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造等の事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケート結果等を踏まえ、不正改造に対する認知度が低く、使用者が違法であると認識せずに不正改造を行っているおそれのある(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。一方、(5)については不正改造に対する認知度は高いが、社会的な排除の要請が大きいことから、これまで、強化月間に行う街頭検査等において重点的に排除に努めてきているところであるが、整備命令の発令件数が減少していない街頭検査の結果を踏まえ、今年度は、これまでの取組み以上に、年間を通じた街頭検査や広報等において積極的な排除を呼びかけていく。

(1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(2) 前面ガラスへの装飾板の装着
(3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
(4) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
(5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
(6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
(7) 基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
(8) 不正な二次架装
(9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
(10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
(11) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造等に関する認識の向上を図るとともに、積極的な排除を呼びかける。この際、1.(1)、(2)、(3)、(4)及び(7)について、特に重点的に認識の向上に努めるものとし、1.(5)については、特に積極的な排除を呼びかけていくこととする。加えて、自動車運転教習所においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示等により、10代、20代の教習生を中心に強力に啓発活動を展開する。

また、強化月間においては、マスメディア等をあわせて活用しつつ、自動車使用者(特に10代、20代)に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造をしていた場合には警告書を交付するとともに、改修結果の報告を求める。

また、強化月間においては、1.(5)の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 構内検査の実施

申請や変更登録等のために運輸支局(兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。)及び自動車検査登録事務所(沖縄総合事務局運輸事務所を含む。以下同じ。)へ来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口(不正改造車110番)の設置・情報収集の充実

年間を通じ、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口(以下「不正改造車110番」という。)を設置し、ウェブ上からも関係サイトからリンクを貼る等により、不正改造車に関する相談に応じるとともに、不正改造車に関する情報を収集する。また、ポスター等の広報資料において、警告ハガキを送付し、不正改造車を排除していくために必要な情報をわかりやすく掲載し、積極的な情報提供を呼びかけるとともに、不正改造車の追

跡率向上に努める。さらに、強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をする。

(5)　不正改造車の自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた相談・情報（以下「情報等」という。）を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6)　アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造等の認識に関するアンケート調査を実施する。

(7)　不正改造等に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報等、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8)　整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

加えて、自動車整備士養成施設においては関係者の緊密な連携の下、ポスターの掲示や運輸支局の出前講座等により、10代、20代の生徒を中心に強力に啓発活動を展開する。

第５　実施運営

1.　自動車局は、本実施要領に基づき、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して本運動の実施等について指示するほか、協議会構成団体に対して本運動の目的、実施事項等を通知する。

2.　各地方運輸局及び沖縄総合事務局は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、協議会構成団体の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知するとともに、本運動を積極的に推進する。

なお、運動における重点実施事項（第4）のうち1.(10)及び(11)に係る取組みについては、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ展開を図るものとする。

第６　報　　告

各地方運輸局、沖縄総合事務局及び協議会構成団体は、強化月間終了後、速やかに実施結果を取りまとめ、自動車局に報告する。

平成２６年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領

平成２６年５月１２日
（公社）全日本トラック協会

1．目　　的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

２．実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、平成２６年６月１日（日）から６月３０日（月）までの１ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

３．重点とする不正改造項目

(1)　視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
(2)　前面ガラスへの装飾板の装着
(3)　灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
(4)　タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
(5)　騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
(6)　土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ(突入防止装置)の切断・取外し
(7)　基準外のウィング（エア・スポイラ）の取付け
(8)　不正な二次架装
(9)　大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
(10)　ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
(11)　不正軽油の使用

４．実施内容

(1)　全ト協「広報とらっく」５月１５日号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。

(2)　全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及びチラシを掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。

(3)　適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する(チラシ配布)。

５．各都道府県トラック協会へのお願い

(1)　全ト協「広報とらっく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。

(2)　各地方トラック協会の運動については、強化月間終了後、実施結果を別添３により７月１１日（金）までに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いします。

以　上

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

国土交通省から、環境対策の取り組みとして下記のとおり「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を実施する旨の通達がありましたので、関係実施事項について積極的に推進してください。

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施要領

平成２６年４月
国土交通省自動車局

第１　目　　的

我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO_2）及び浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。

このような状況のもと、平成２３年３月２５日に、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく新たな総量削減基本方針（平成３２年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保等）が、閣議決定された。

特に、大気汚染への影響度が大きいディーゼル車については、ポスト新長期規制が適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、引き続き環境基準の早期達成とその維持に向けて、使用過程車を含めたディーゼル車の排出ガス対策の推進が求められている。

また、重油を軽油に混和する等により製造されるいわゆる不正軽油を自動車用燃料として使用することによる、黒煙等の有害物質の増加が懸念されている。さらに、不正軽油は、排出ガス浄化に係る構造装置が高度化しているディーゼル車に大きな悪影響を及ぼすことから、自動車の本来の性能を確保する観点からも、不正軽油の使用防止が強く求められている。

さらには、平成１５年規制以降の排出ガス規制に適合するため、ＤＰＦ（黒煙除去フィルタ）など後処理装置を搭載した使用過程のディーゼルトラック等について、低速走行の割合が多くなった場合や自動車の取扱説明書通りに手動再生を実施しない場合等において、ＰＭ（粒子状物質）がＤＰＦにたまり、ＰＭを除去するためのアイドリング時間が長くなる、あるいは、エンジンが停止する等の事例が報告されており、本システムを搭載した車両を適切に使用することが重要である。

一方、自動車の地球温暖化対策の推進も重要であり、自動車単体の燃費性能を向上させることに加えて、駐停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠である。

このような状況を鑑み、使用過程ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため、自動車関係諸団体等の協力のもと、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開する。

第２　重点実施期間

１.「不正改造車排除強化月間」（平成26年6月1日（日）から6月30日（月）までの１か月間）

２.「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」（平成26年10月1日（水）から10月31日（金）までの１か月間）

第３　実施機関

国土交通省が実施主体となり、自動車検査独立行政法人に本キャンペーンへの支援を求め、次の関係団体の協力を得て本キャンペーンを推進する。

［協賛団体］

一般社団法人 日本自動車工業会　　公益社団法人 全日本トラック協会
公益社団法人 日本バス協会　　一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会　　一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

第４　実施事項

本キャンペーン重点実施期間の実施にあたっては、同時期に実施される「不正改造車排除強化月間」及び「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」の主旨と整合性をとりながら連携して実施する。

１.「不正改造車排除強化月間」中は、不正改造車の排除の観点から、燃料噴射ポンプの封印の取り外し、不正軽油の使用等による黒煙の悪化車両を排除させること等を重点とし、以下の事項とする。

（１）ポスター掲出、チラシの配布

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

（２）街頭検査の実施

①　警察等関係機関の協力を得ながら、黒煙（黒煙測定器による検査。以下同じ。）及び燃料（配備された硫黄分濃度測定器による検査。以下同じ。）を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。

特に、黒煙測定をした結果、基準値を超える自動車については、燃料噴射ポンプの封印チェック等を行う。

②　地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

（３）通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

運輸支局（沖縄総合事務局においては陸運事務所。以下同じ。）に迷惑黒煙相談窓口（黒煙１１０番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

（４）整備事業者による入庫車の点検

入庫したディーゼル車の使用者に点検指導を行うとともに燃料噴射ポンプの封印チェック等を重点的に行う。

（５）運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

（６）会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

（７）ＤＰＦ等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「ＤＰＦなど後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

２．「自動車点検整備推進運動強化月間（秋季実施予定）」中は、自動車の点検整備の推進の観点から、自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導を行うことを重点とし、以下の事項とする。

（１）ポスター及びチラシの掲出等

各実施機関は、キャンペーンの期間中、ポスターを掲出及びチラシの配布を行う。

（２）街頭検査の実施

① 警察等関係機関の協力を得ながら、黒煙及び燃料を重点項目とした街頭検査を全国的に実施する。

特に、点検・整備の重要性及び不正軽油が及ぼす安全・環境上懸念される問題等について説明するなどし、指導を行う。

② 地方整備局、都道府県税務担当部局と連携した街頭検査を実施するよう努める。

（３）運送事業者による自主点検等

バス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。

（４）通報制度を活用した自動車の使用者等の指導

① 運輸支局に迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を設置し、通報を受けた自動車ユーザーに対し、ハガキを送付することにより自主点検等の指導をする。

② 各都道府県トラック協会及び各都道府県バス協会は、協会に黒煙の排出量が多い旨の通報等のあった者に対して改善を指導する。

（５）整備事業者による入庫車の点検

使用者の理解を得て黒煙濃度の測定、エア・クリーナ・エレメント等の点検・整備等を実施する。

（６）運転者に対する指導

バス事業者及び貨物運送事業者は、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

（７）会報等による広報

各実施機関は会報、機関誌等により会員等に「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施について周知する。

（８）ＤＰＦ等の正しい使用方法のチラシの配布

国土交通省は、キャンペーン期間中、街頭検査等の機会をとらえ、「ＤＰＦなど後処理装置付き車の正しい使用のお願い」のチラシを配布し、周知を図る。

第５　実施体制

国土交通省は、本実施要領に基づき、地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して本キャンペーンへの支援等を指示するとともに、円滑な街頭検査の実施にあたり、自動車検査独立行政法人に支援を求めるとともに、自動車関係団体に対して、本キャンペーンの趣旨の徹底、実施方法等の指導を行う。

ディーゼルクリーン・キャンペーン実施細目

平成２６年４月
国土交通省自動車局

実施機関	実施事項	実施内容
公益社団法人日本トラック協会 公益社団法人日本バス協会	１．ポスター（チラシ兼用）の掲出等	①　事業所の目につきやすい場所にポスターを掲出する。 ②　チラシを協賛団体に備え置き、自動車使用者等に配布する。
	２．運送事業者による自主点検等	①　保有車両について、黒煙低減対策を重点とした点検・整備を自主的に実施する。 特に、「自動車点検整備推進運動強化月間」（秋季実施予定）中におけるバス事業者及び貨物運送事業者の整備管理者は、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。 ②　①の自主点検のうち、別表４「公益社団法人全日本トラック協会結果表」又は別表５「公益社団法人日本バス協会結果表」についてとりまとめ、翌月の第４金曜日までに国土交通省あて報告する。
	３．通報制度を活用した運送事業者等の指導	都道府県トラック協会及び都道府県バス協会に通報があったものについては、事業者団体が適切な指導を行う。
	４．運転者に対する指導	運転者に対し、急発進、急加速等を避けた無理の無い運転方法について指導する。
	５．会報等による広報	本キャンペーンの実施要領等の概要について、会報又は機関誌等に掲載し、広く傘下会員等に広報する。

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

国土交通省から、効率的かつ迅速な物流の実現による経済活力の向上等を図るため、車両の大形化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰を課すなどの大型車両の通行適正化の方針を定めた旨通知がありましたので、引き続き遵法運行の励行にご協力願います。

平成２６年５月９日
国土交通省道路局

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

1. 背景

（大型車両が及ぼす道路の劣化への影響）

① 道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要があるとともに、道路の劣化への影響が大きい大型車両の通行の適正化が重要である。

② 国等が実施した載荷試験による研究成果を基にした試算では、道路橋のコンクリート床版の劣化への影響は、軸重20トン車は軸重10トン車の約4，000台相当となり、0．3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化の約9割を引き起こしている。このように重量制限を超過する違反車両が国民の重要な財産である橋梁等の老朽化に与える影響は適正な車両の影響に比べて極めて大きい。

（効率的かつ迅速な物流による経済活力の向上）

③ 今日の我が国の経済活力の向上においては、物流及びそれを担う大型車両の果たす役割は重要であり、車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等により効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

2. 基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

3. 通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1)バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車のみ緩和(10トン→11．5トン)していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車(2軸トラクタに限る。)すべてについて統一。　【平成26年度中に実施】

(2)45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

45フィートコンテナの輸送が可能な車両の範囲を拡大するため、バン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を延長。　【平成26年度中に実施】

(3)許可までの期間の短縮

① 審査における協議手続を迅速に行えるようにするため、地方公共団体に対して、主要道路情報のデータベースへの登録を要請。　【継続実施】

② 審査期間を短縮するため、通行許可のオンライン申請システムの改良・普及促進。　【継続実施】

③ 高速道路等について、大型車両を誘導すべき道路として指定するとともに、当該道路に係る通行許可について、国による一括審査を実施。 あわせて、指定箇所の拡大・通行支障箇所の解消を推進。
【平成26年度から実施(平成25年度道路法改正関係)】

④ 効率的で迅速な審査を実施するため、審査体制を集約化。
【平成27年度から段階的実施に向けて準備】

(4)適正に利用する者の許可の簡素化

① 違反実績のない者に対して、許可期間(現行2年)を延長。
【平成27年度実施に向けて準備】

② ITS 技術を活用した通行経路把握による通行許可制度の新たな運用。
【平成28年度実施に向けて準備】

4. 違反取締りや違反者への指導等の強化

(1)違法に通行する大型車両の取締りの徹底

① 自動計測装置を増設し、より的確に違法通行する大型車両の取締りを実施。
【平成26年度から実施】

② コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施。【継続実施】

(2)違反者に対する指導等の強化

① 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発)。 【平成25年度から実施】

② 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施。 【平成26年度から実施】

③ 是正指導のための呼び出しにも関わらず、これを拒否する者等に対しては、報告の徴収及び立入検査を実施。また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施。
【平成26年度から実施(平成25年度道路法改正関係)】

(3)関係機関との連携体制の構築

① 国土交通省(道路局及び自動車局)、 警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施
【平成25年度から実施】

②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示。
【平成26年度から実施】

③ 自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【平成26年度から実施】

5. 本方針を実施することによる効果

（1）道路構造物の長寿命化

重量を違法に超過した大型車両の取締りや違反者に対する指導等の強化により違反車両が減少することや、構造強度や維持管理水準の高い高速道路等へ大型車両の通行を誘導することにより、道路橋をはじめとして道路構造物の劣化が抑制される。

（2）効率的かつ迅速な物流の実現

① バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重が10トンから11．5トンへ引き上げることで、コンテナに積載できる貨物は重量で約6トン（30%）程度の積み増しが可能となる。

② 45フィートコンテナ積載車を含め、バン型等のセミトレーラ連結車の車両長制限を延長することにより、利用できるシャーシの選択肢を広げ、45フィートコンテナを利用しやすい環境が整う。なお、45フィートコンテナは、40フィート背高コンテナと比較すると容積で13%多く積載することが可能となり、容積勝ちの貨物を輸送する局面においては、潜在的なニーズがあると見込まれている。

③ 大型車両を誘導すべきとして指定された道路に係る通行許可については、現行の手続と比較して10日程度短縮が見込まれる。また、通行許可に関する違反のない者の許可期間の延長及びオンライン申請等のさらなる普及により審査期間の短縮及び利用者の利便性の向上が図られる。
以上の取組みにより、効率的かつ迅速な物流が促進される。

（3）交通の危険の防止

特殊車両の通行許可制度が遵守されることで、道路交通の危険が防止される。

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

背景

1．**０．３%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約９割を占め、**一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

➡ **軸重２０トン車が道路橋に与える影響は、軸重１０トン車の約４，０００台に相当**

2．車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

【図　道路橋の劣化に与える影響】

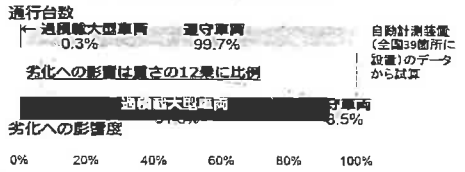

基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、**悪質な違反者に対しては厳罰化**し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

（１）バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和　【H26年度中に実施】

（２）４５フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和　【H26年度中に実施】

（３）許可までの期間の短縮

①主要道路情報のデータベース化を促進　【継続して実施】

②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進【継続して実施】

③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施【H26年度から実施】

④通行許可に係る審査体制の集約化　【H27年度から段階的実施に向けて準備】

（４）適正に利用する者の許可の簡素化

①違反実績のない者に対して許可期間（現行２年）の延長【H27年度実施に向けて準備】

②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

（１）違法に通行する大型車両の取締りの徹底

①自動計測装置の増設　【H26年度から実施】

②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施【継続して実施】

（２）違反者に対する指導等の強化

①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令４回又は是正指導５回で告発）　【H25年度から実施】

②特に基準の２倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施　【H26年度から実施】

③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施【H26年度から実施】

（３）関係機関との連携体制の構築

①国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施　【H25年度から実施】

②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社６社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示【H26年度から実施】

③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。　【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

・**道路構造物の長寿命化**　・**効率的かつ迅速な物流の実現**　・**交通の危険の防止**

大型自動車のホイール･ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底

国土交通省から、車輪脱落事故が平成２５年度は前年度比４件増の１９件発生したので、点検整備の確実な実施、適切な保守管理を図るよう通知がありました。

国自整第２１号
平成２６年４月２５日

公益社団法人　全日本トラック協会会長　殿

国土交通省自動車局整備課長

大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底について

標記については、平成２０年４月１４日付け国自整第８号「大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について」により、大型自動車（車両総重量８トン以上の貨物自動車又は乗車定員３０人以上の乗合自動車）の車輪脱落事故の再発防止対策事項の周知徹底を、貴傘下会員に対し要請していたところである。

この結果、平成２３年度までは減少傾向にあったが、平成２４年度から増加に転じたため、その後の状況を注視していたところ、昨年末より大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が連続して発生し、平成２５年度は前年度比４件増の１９件が発生する厳しい状況となった。

とりわけ、本年においては既に８件の車輪脱落事故が発生しており、特に、２月の兵庫県内の中国自動車道で発生した後続車に大型トラックの脱落した車輪が衝突し、１２台が被害を受けた事故と、３月の広島県内の国道２号線で発生した大型トラックの脱落車輪が対向車線を走行していた車両に直撃する事故の２件の人身事故は重大な事故として重く受け止め、改めて同種事故の再発防止の徹底を期する必要がある。

ついては、車輪の脱落事故の再発を防止するため、貴傘下会員に対し、大型自動車の点検・整備の確実な実施、適切な保守管理が図られるよう、再度下記事項の周知徹底をお願いします。

記

１．タイヤ交換時等におけるホイール・ボルトの適切な締め付け、ホイール・ボルトの誤組防止（スチール用、アルミ用の表示確認）、ホイール・ベアリングのがたの有無の点検や分解整備した場合における適切な取り付けの励行等により、車輪脱落事故の防止に努めること。

2．自動車の定期点検整備等を実施する際には、当該自動車メーカーから提供される車輪脱落事故防止に係る点検・整備上の留意事項を確認の上、メーカーが推奨する点検・整備を確実に実施すること。

3．車輪の脱落等により運行できなくなった場合、自動車事故報告規則に基づく報告を徹底すること。

平成２６年４月２５日
自　動　車　局

＜速報＞

ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！

・平成２５年度１９件発生（前年度比４件増／約３割増）、２年連続増加。
・昨年１１月から今年３月の冬期に１３件と多発、うち２件が人身事故。
・２月と３月に７件と集中発生！　積雪地域の発生率が高くなっています！
規定トルクでのホイール・ナット締付け等の適切な車輪の脱着作業が重要です！
併せて、日常点検をはじめとした定期点検の励行が必要です！

今般、平成２５年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。（別紙１参照）

当該事故が２年連続で増加し、平成２５年度も前年度比約３割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

＜発生状況＞

大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の件数は、平成１６年度の８７件をピークに減少傾向が続いていましたが、一昨年度（平成２４年度）から増加に転じ、昨年度（平成２５年度）も前年度比４件増（３割増）の１９件と大きく増加しており、特に、昨年１１月以降では１３件、とりわけ２月と３月に７件（うち人身事故２件）と多発し、憂慮すべき状況となっています。

大型車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故については、一度発生するとその影響は甚大なものとなります。

平成１４年度から平成２５年度までに発生した事故は３９２件であり、月別の発生状況を見ると２月に６３件、３月に５５件と、特に**２月と３月の冬から初春の時期に発生が集中**しています。また、地域別（使用の本拠の位置別）の発生状況を見ると、**積雪地域の発生率が高い**傾向が見られます。

２月と３月に発生が多くなる原因の１つとして、例年１０月から１２月にかけて夏用タイヤから冬用タイヤに交換する際にホイール・ボルトとナットの締結不良（締付力不足、誤組、過締等）があり、ボルトの疲労破壊が進行して数ヶ月後に集中的に折損し、車輪の脱落が発生することが考えられます。

そのため、大型車の使用者は、規定トルクでのホイール・ナット締付けを確実に行う等、ホイールの脱着作業を正しく実施することをはじめ、適切な車両管理の徹底をお願いします。また、日常点検をはじめとした定期点検においてホイール・ナットの脱落・緩みやホイール・ボルトの折損等の異常の有無を重点的に点検してください。（詳しい点検整備の実施方法は別紙２をご覧ください。）

※　ホイール・ボルト折損の主な原因は、**①ホイール・ナットの締付力不足**、**②ホイール・ボルト等の誤組**（スチールホイールにアルミホイール用のボルトを使用する等）、**③ホイール・ナットの過締め**と推定されています。

<問い合わせ先>
国土交通省 自動車局　整備課　山本、天野
TEL：03-5253-8111（内線:42412, 42415）　03-5253-8600（直通）　FAX:03-5253-1639

別紙1

車輪脱落事故発生状況

年度別車輪脱落事故件数

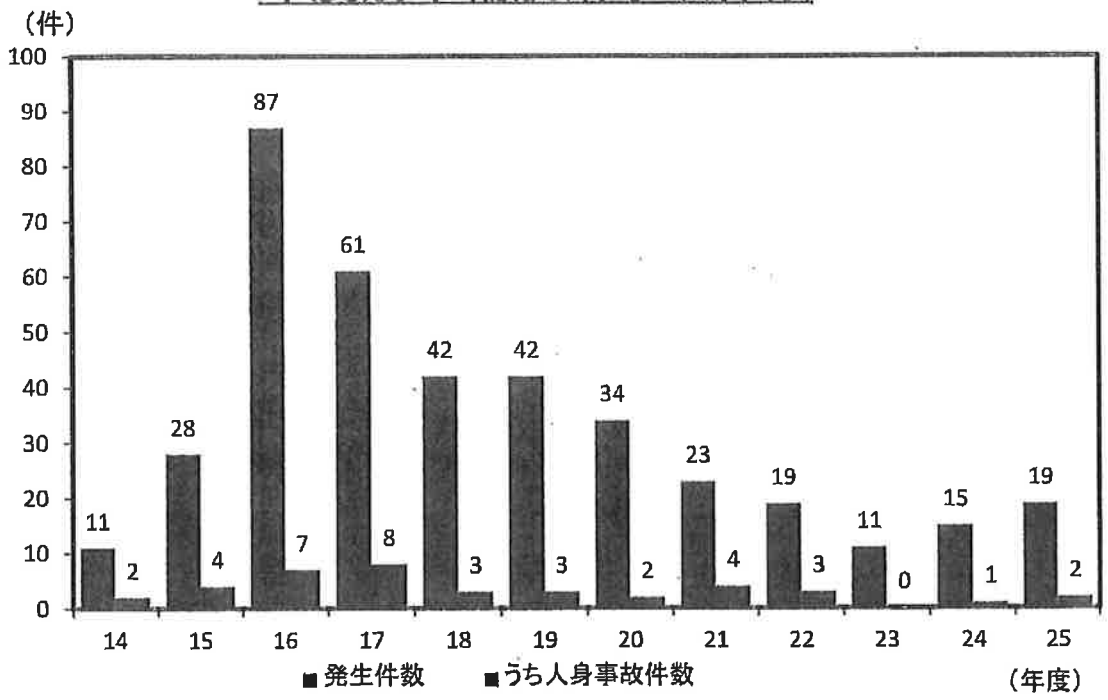

月別車輪脱落事故件数

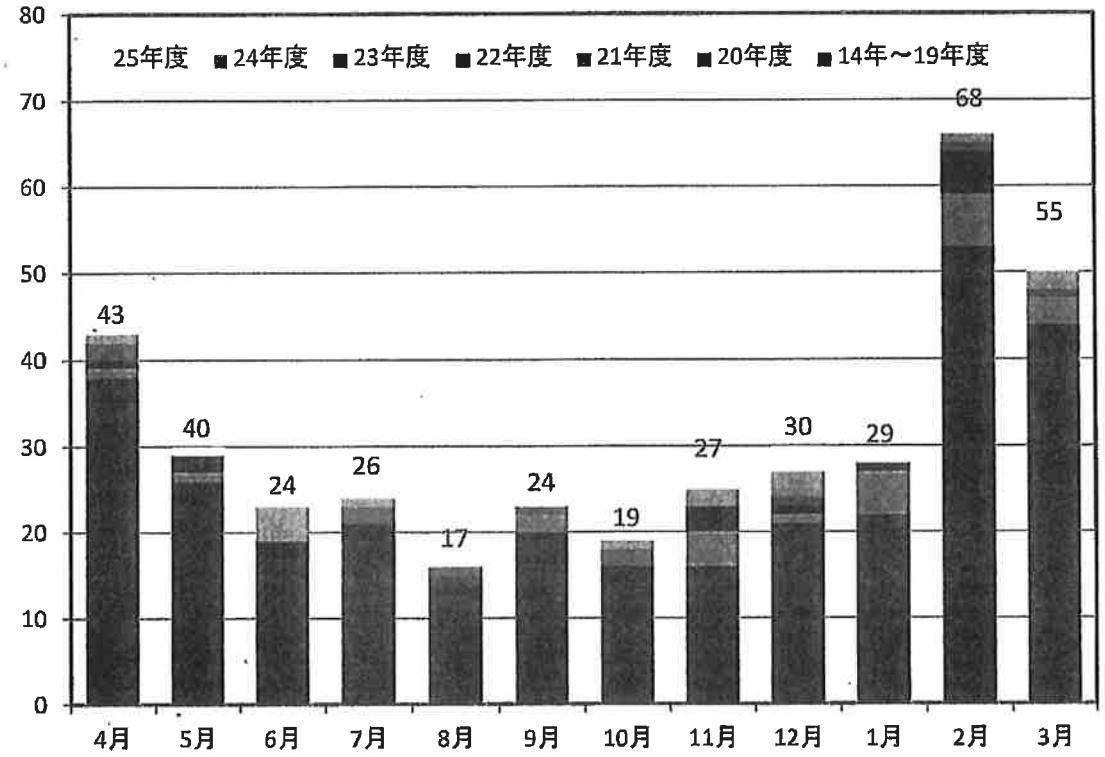

別紙2

追加された大型車のホイール・ボルト関係の点検内容

大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

日常点検

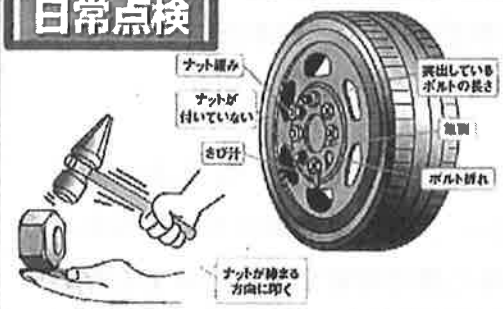

1 目視での点検

- ホイール・ナットの脱落やホイール・ボルトの折損はないか。
- ホイール・ボルトのまわりにさび汁がでた痕跡はないか。
- ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。

2 点検ハンマなどを用いての点検

- ホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩みがないか、ホイール・ナットの下側に指を添えて点検ハンマでホイール・ナットを叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイール・ナットと異なったり、濁った音がしないか。

3月点検

1 JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合

- トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付けます。

2 JIS方式のダブル・タイヤの場合

- ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の操作を繰返します。

▶ダブル・タイヤの締付点検手順（右側タイヤの場合）

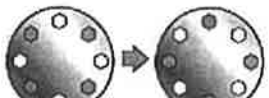

12月点検

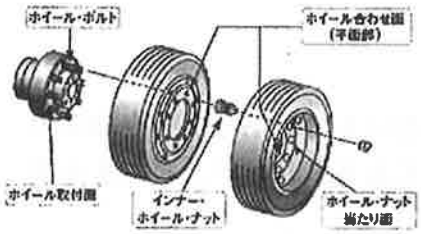

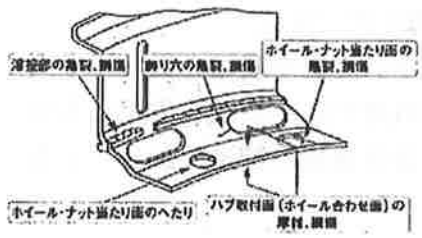

1 ディスク・ホイールを取りはずして行う点検

目視などにより次の点検を行います。

- ホイール・ボルト及びホイール・ナットに亀裂や損傷がないか。
- ホイール・ボルトに伸びはないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットにさびの発生はないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状はないか。
- ディスク・ホイールのボルト穴、飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないか。
- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか。

2 ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検

- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑
  - JIS方式：ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を塗布します。
  - ISO方式：ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。
- ホイール・ナットの締め付けは、対角線順に2～3回に分けて行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

3 注意事項

- JIS方式のダブル・タイヤの場合は、インナー・ナットについて、［1］ディスク・ホイールを取りはずして行う点検及び［2］ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについてインナー・ナットと同様に点検を行います。
- ディスク・ホイールの取り付け後、ディスク・ホイールの取付状態に過度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、3月点検に示す方法でホイール・ナットを締め付けます。
- 脱輪防止のため、ディスク・ホイールの種類（スチール製、アルミ製）に合ったホイール・ボルト及びホイール・ナットを使用してください。

「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正

国土交通省から基準緩和認定に際し、申請者の負担軽減等を図る観点から、次のとおり添付書類の簡素化等を行う旨通知がありました。

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

１．背景

現在、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 55 条に基づき、分割不可能な単体物品を輸送するセミトレーラ等、自動車の大きさ等の基準を一部超過するものについては、当該自動車の運行の安全性を確保するための条件を付したうえで、地方運輸局において基準緩和認定を行っているところです。

今般、申請者の負担軽減等を図る観点から、次の措置を講ずることとしましたのでお知らせ致します。

２．改正概要

基準緩和認定要領について、以下のとおり一部改正しました。

①申請時の添付書面の簡素化について

事業用自動車については、運行管理規程の提出を不要とする等、申請の際の添付書面の簡素化を図りました。

②変更申請の見直し

これまで、使用の本拠の位置の変更を伴わないものであっても申請者の住所変更があった際には変更申請を必要としておりましたが、これを不要としました。

③長尺貨物を輸送するセミトレーラに関する取扱いについて

長尺貨物を輸送するために、車両の長さについて基準緩和を受けるセミトレーラであって、スタンション型等の貨物の落下防止措置を備えたものは、車両総重量３６トンを上限として長尺貨物を複数本輸送できることを明確化しました。

④その他、所要の改正を行いました。

３．スケジュール

公布：平成 26 年 3 月 20 日　←―― 改正に伴い北陸信越運輸局基準緩和認定要領が改正されました。
施行：公布の日と同じ

乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用

長野運輸支局から、次のとおり「乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について」通知がありましたので、適切な対応方お願いします。

国自安第１９号の２
国自貨第　４号の２
平成２６年４月１８日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について

今般、運転者の体調急変に伴う事故防止のための更なる措置を講じるため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成２２年７月１日）について下記を主な内容とする改訂を行い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第六項（過労防止等）、第七条第一項第二号（点呼等）、第二十条第一項第四号の二（運行管理者の業務）並びに第十七条第一項第一号の二（運転者）に基づく運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法として、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成１５年３月１０日国自総第５１０号、国自貨第１１８号、国自整第２１１号）の規定と併せ、実施していくこととするので、遺漏のないように取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

１．健康診断等のフォローアップ徹底、健康増進や早期治療のための社内環境の整備
　疾病の治療、把握及び医師の意見を踏まえた就業上の措置をより確実なものとす

るため、定期健康診断の受診及び結果把握のみならず、
① 定期健康診断での要再検査、要精密検査、要治療事項
② 業務上確認された、一定の病気等の外見上の前兆や自覚症状
③ 主要疾病についてのスクリーニング検査での異常所見　等
について、受診、治療及びその結果（医師の乗務に係る意見）の把握を徹底すること。

また、疾病リスクを低減するための家族・職場ぐるみでの健康増進を推進し、早期発見・治療を可能とする社内環境を整備すること。

２．きめ細やかな労務管理の徹底

働く人それぞれの疲労度や体調に応じたきめ細やかな労務管理を徹底するため、定期健康診断の結果に加え、上記１．で把握した内容を勘案し、就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じることを徹底すること。

就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレスチェック、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。また、措置にあたっては、差別的な取扱いを行うことなく、上記を踏まえた適切な措置を講じること。

３．点呼時や運行中の予兆把握と適切な対処

乗務開始時・運行中の疾病発症の予兆把握と対処を確実なものとするため、今回新たに示す疾病予兆の具体的な判断目安（注）に基づき、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じること。

注）　判断目安とは、①脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要する事項、②運転に影響を及ぼす恐れがある疾病に関連する何らかの症状に関し総合的に乗務可否を判断する事項からなる。

（参考資料）

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（平成２６年４月改訂版）の概要
※本文については、国土交通省ホームページよりダウンロード願います。

厚生労働省

労働災害減少に向けた緊急要請

長野労働局から、長野県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数が、平成２２年から４年連続で増加し、平成26年度に入っても増加傾向に歯止めがかからないため、労働災害の減少に向けた緊急要請があったもので、その主旨をご理解いただき積極的な労働災害防止対策の推進にお取組み願います。

長野労発基０５２３第１号
平成２６年５月２３日

公益社団法人長野県トラック協会
会長　岩下勝美　殿

長野労働局長

労働災害減少に向けた緊急要請について

平素より、労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、長野県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数は、平成 22 年から４年連続で増加しました。このような事態は、昭和 47 年の労働安全衛生法制定以来、初めてのことです。

この間、長野労働局においては、第 12 次労働災害防止推進計画を策定して労働災害が増加傾向にある業種を重点に集中的な指導を実施するなど、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

しかし、平成 26 年に入っても、その増加傾向には歯止めがかからず、今年の４月末までに発生した労働災害の件数は、昨年の４月末までに発生した件数と比べて4.4%の増加となっています。この傾向が続けば５年連続で労働災害が増加するという極めて憂慮すべき事態も想定されます。

このため、別添のとおり労働災害の減少に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段の御配慮をお願いいたします。

別添

労働災害の減少に向けた緊急要請

長野県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数は、平成 22 年から４年連続で増加しました。このような事態は、昭和 47 年の労働安全衛生法制定以来、初めてのことです。

この間、長野労働局においては、第 12 次労働災害防止推進計画を策定して労働災害が増加傾向にある業種を重点に集中的な指導を実施するなど、労働災害の減少に向けた様々な取組を行ってきました。また、関係団体に対しても、労働災害防止対策の推進を要請しました。

しかし、平成 26 年に入っても、その増加傾向には歯止めがかからず、今年の４月末までに発生した労働災害の件数は、昨年の４月末までに発生した件数と比べて 4.4％の増加となっています。この傾向が続けば５年連続で労働災害が増加するという極めて憂慮すべき事態も想定されます。

労働災害が増加に転じた背景には、様々な要因があります。生産水準の緩やかな回復や公共事業の持ち直しなどもその一因と考えられます。しかしながら、製造業や建設業の労働災害が増加に転じた背景には、厳しい経営環境の中、安全に関する知識や経験を有する世代の労働現場からのリタイヤの進行や災害が発生していないことによる安全に対する慣れや過信が広がっているのではないかとも想定され、危惧されるところです。第三次産業では、まだまだ安全に対する意識が低いことも危惧されます。

また、労働災害の４分の１を占める転倒災害は、日常生活でも起こり得るものであり、社会全体として啓発を進める必要があります。

いずれにしても、いかなる経済情勢下にあっても、労働災害は本来あってはならないものです。７月１日からスタートする全国安全週間を迎えるに当たり、事業者の皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意のもと、職場の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請します。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一丸となって、以下の取組を実施し、労働災害の防止に努めていただきますよう、強く要請いたします。

一、安全衛生管理体制の充実・強化
一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施
一、危険個所の表示などによる「見える化」の推進
一、４Ｓ活動、危険予知活動、リスクアセスメントなど自主的安全衛生活動の実施

平成 26 年５月 23 日

長野労働局長　高森　洋志

協会からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦依頼

県ト協では、全日本トラック協会優秀運転者顕章規程に基づき、金、銀、銅の各十字章該当者を推薦いたします。

つきましては、顕章該当者を別添推薦書により、来る６月２７日（必着）までに県トラック協会までご報告ください。

なお、期日までに報告がない場合は、該当ないものとして処理させていただきます。

担当：塚田

記載・報告上の留意点

（１）推薦書中の記入もれがないよう、よく調査のうえ提出してください。

（２）推薦書は、金、銀、銅の各十字章ごと別葉に記入してください。推薦書はコピーして使用してください。

（３）事業者欄は会社名のみ記入（所在地等不要）してください。

（４）顕章の基準はトラック運送事業の運転者であった期間を通算して、次の各期間無事故、無違反で、現在運転者である者、無事故、無違反期間は平成２４年５月末日より遡及して何年何月何日と記入してください。なお、期間については、別紙の早見表（参考）をご覧ください。

・金十字章　満２０年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として１５年以上）
平成６年６月１日以前

・銀十字章　満１０年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として７年以上）
遡及期間　平成６年６月２日から平成１６年６月１日まで

・銅十字章　満５年以上（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として４年以上）
遡及期間　平成１６年６月２日から平成２１年６月１日まで

（５）現に章を受けている者は、再び同一の受賞はできない（他の会社で受章された者を含む。）ので特に注意して申請してください。備考欄には、過去に各受章の有

無を「〇年〇十字章」のように記入してください。
※なお、ここ数年推薦者のうち、３０～４０人削除されていますのでご注意ください。

（６）無事故・無違反とは、次の各号に定める者以外の者とします。（ただし、自己の責任に帰すべき理由によらない事故は無事故とします。）

・人身に係る事故を起こした者
・物損事故で損害額１万円を超える事故を起こした者
・事故又は違反により罰金以上の刑に処せられた者

（７）記載上不明な点等については、担当（塚田）へご連絡ください。

優秀運転者顕章に係る無事故・無違反期間早見表（平成26年度）

無事故・無違反開始年月日						基準年月日	無事故・無違反期間（満）	受章可能な章
昭和	58年	6月2日	～	59年	6月1日	平成26年5月末	30年	金十字章
	59年	6月2日	～	60年	6月1日		29年	
	60年	6月2日	～	61年	6月1日		28年	
	61年	6月2日	～	62年	6月1日		27年	
	62年	6月2日	～	63年	6月1日		26年	
	63年	6月2日	～	平成　元年	6月1日		25年	
平成	元年	6月2日	～	2年	6月1日		24年	
	2年	6月2日	～	3年	6月1日		23年	
	3年	6月2日	～	4年	6月1日		22年	
	4年	6月2日	～	5年	6月1日		21年	
	5年	6月2日	～	6年	6月1日		20年	
	6年	6月2日	～	7年	6月1日	平成26年5月末	19年	銀十字章
	7年	6月2日	～	8年	6月1日		18年	
	8年	6月2日	～	9年	6月1日		17年	
	9年	6月2日	～	10年	6月1日		16年	
	10年	6月2日	～	11年	6月1日		15年	
	11年	6月2日	～	12年	6月1日		14年	
	12年	6月2日	～	13年	6月1日		13年	
	13年	6月2日	～	14年	6月1日		12年	
	14年	6月2日	～	15年	6月1日		11年	
	15年	6月2日	～	16年	6月1日		10年	
	16年	6月2日	～	17年	6月1日	平成26年5月末	9年	銅十字章
	17年	6月2日	～	18年	6月1日		8年	
	18年	6月2日	～	19年	6月1日		7年	
	19年	6月2日	～	20年	6月1日		6年	
	20年	6月2日	～	21年	6月1日		5年	

省エネ安全運転研修会参加者募集

地球温暖化による気候変動は、私たちの生活環境に深刻な問題をもたらしており、温室効果ガス削減に向け、社会一丸となった取組が強く求められております。

更には、近年の異常な原油高に伴う燃料価格の高騰からも、燃料コスト低減が急務となっているため、下記実施要領により、「省エネ安全運転研修会」を開催します。

参加を希望する会社・事業所は、管理者と運転者１組で、参加する研修日の１０日前までに申込書に必要事項を記入のうえ申し込みをしてください。

各会場とも先着１０組とさせていただきますが、参加者は、省エネ安全運転を身を持って体験し、日常の運転業務に生かしていただきたいと思います。

担当：細萱

1．開催日および会場

研　修　日	地　区	担当ディーラー（車　種）	会　　場
７月１２日(土)	北　信	長野いすゞ自動車㈱（普通車）	長野県トラック会館
７月２６日(土)	下伊那	長野いすゞ自動車㈱（普通車）	下伊那トラック研修会館
８月　２日(土)	諏　訪	長野日野自動車㈱（普通車）	諏訪トラック研修会館
９月１３日(土)	上　小	長野日野自動車㈱（普通車）	上小トラック研修会館
１０月１８日（土）	上伊那	長野日野自動車㈱（普通車）	日本通運㈱伊那支店（伊那市中の原8228-167）
１０月２５日（土）	中　信	ＵＤトラックス㈱（普通車）	中信地区研修会館
１１月　１日（土）	佐　久	長野いすゞ自動車㈱（普通車）	佐久地区トラック研修会館

2．使用車両

参加会社・事業所から研修担当ディーラーの車種に見合ったトラックを借用したいので、ご協力をお願いします。

平成２６年度「省エネ安全運転研修会」実施要領

１．目　的

近年、地球温暖化によって引き起こされる気候変動が、生活環境に深刻な問題をもたらしており、温室効果ガスの排出削減に向けて、社会が一丸となって取り組んでいくことが求められている。

特に、トラック輸送は他の輸送機関に比べ、CO_2等を多く排出するディーゼル車に依存しているため、あらゆる対策を講ずることにより環境負荷の低減に努めることが急務となっている。このため、大型（普通）貨物車に対する省エネ研修会を実施し、大気汚染・地球温暖化の防止及び安全輸送体制の確立、交通事故の防止並びに燃料コストの低減等を図ることにより、トラックドライバーの社会的責務を推進することを目的とする。

２．担当委員会

交通・環境対策委員会

３．研修対象

会員事業者の運転者及び運行（整備）管理者等とする。
ただし、管理者等は座学のみとする。

４．研修日時等

日時・場所・走行コース・使用車両（ﾏﾆｭｱﾙ車）については別途計画による。

５．研修人員・内容・方法等

（１）研修人員

運転者１名と管理者１名で１組とし、計１０組
ただし、過去に管理者としての当該講習修了者は、運転手のみの出席でもよいことにする。

（２）研修内容

運転走行コースを設定し、研修前運転と講師による集団指導、または、個別指導後、再度同一コースを走行し、燃料消費実績を比較して、省エネ効果を検証する。

（３）研修使用車両

研修会で使用する大型（普通）貨物自動車（マニュアル）については、各地区輸送協議会（トラック協会）で準備願いたい。
なお、加重用ウェイトは、地区協とディーラーで協議し準備する。

６．研修経費

測定機器、資料代、会場費、車両借上料など研修費用一切は県ト協の負担とする。

７．受講者の行動等

（１）受付

受付後、運転者はゼッケンを受領し着用する。

（２）携行品

運転免許証、筆記具、運転に適した服装。

（３）昼食は協会で準備する。

８．その他研修に際しては、指導者の指示に従い交通事故防止に万全を期す。

省エネ安全運転研修会次第

時　間	管理者	運転者	研　修　内　容
９；００ ～９；３０	○	○	◎　開講 １　開講のことば　…… ２　講師紹介　…… ３　研修実施上の留意事項　…
９；３０ ～１１；００		○	◎　運転者研修 ・　第１回目実技走行（１人約１０分） ・　運転実技、待機者を除き、できるだけ管理者研修を受講する
（休憩１０分）	○	△	◎　管理者研修 ・　環境問題ビデオ　　１本 ・　運行管理者用ビデオ　２本
１１；００ ～１２；００	○	○	◎　省エネ運転講義 ・　省エネ運転の方法 ・　省エネ運転ビデオ（各ディーラー用を使用）
１２；００ ～１３；００		○	休　憩 ◎　運転者研修 ・　運転者は交代で第２回目省エネ運転実施
１３；００ ～１３；３０	○	○	◎　車両点検・整備（管理）上の留意事項 ◎　運転者研修 ・　運転者は交代で第２回目省エネ運転実施
１３；３０ ～１４；３０ （休憩１０分）	○	○	◎　交通事故防止 ・　交通事故防止ビデオ　２本 （運転者は交代で第２回目省エネ運転実施）
１４；３０ ～１５；００	○	○	◎　協会からの連絡
１５；００ ～１５；２０	○	○	◎　ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み点検 （省エネ運転終了後実施）
１５；２０ ～１５；５０	○	○	◎　運転実技結果データ解説 ・　個別、全体指導 ・　省エネ運転まとめ
１５；５０ ～１６；００	○	○	◎　講　　評　……　講　師 ◎　閉会のことば　……　交通・環境対策委員
			解　　散

（注）　１．　○印は受講、△印はできるだけ受講に努めてください。

２．　進行時間等については、ディーラーの講習タイムスケジュール、受講人数等により変更があります。

（公社）長野県トラック協会　あて
ＦＡＸ　０２６－２５４－５１５５

平成２６年　　月　　日

省エネ安全運転研修会申込書

研修日　　月　　日	研修会の場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿会場	
（ふりがな） 運転者名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	年齢　　歳 （　男・女　） 運転歴　　年
管理者	職　名 氏　名	
会社名		
会社所在地	〒□□□―□□□□ ＴＥＬ（　　）　　－ ＦＡＸ（　　）　　－	

低公害車導入促進助成

低公害車（CNG車・ハイブリッド車）の普及を促進するために、低公害車導入に係る費用の一部を助成します。　担当：篠田

【注意】助成申請手続きは、導入（登録）前に行ってください。
また、申請書類は、事務局までご請求ください。

低公害車導入促進助成金交付要綱

（平成２６年度）

公益社団法人長野県トラック協会

（目的）

第１条　この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供する低公害車の普及を促進するための、低公害車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

１　「低公害車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車であって、車両総重量２．５トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車をいう。
但し、「低炭素型自動車交通推進事業」により、補助金を受ける車両については、助成対象外とする。

２　「会員」とは、県ト協の会員であって、低公害車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

（助成の対象事業）

第３条　県ト協は、会員が低公害車を導入する場合、その費用の一部に充てるための助成金を予算の範囲内で交付する。
なお、導入する低公害車は、長野県内にその使用の本拠の位置を有するものとする。
但し、一会員あたりの助成台数は、別表１のとおりとする。

（助成金の交付額）

第４条　前条の助成金の交付額は、別表２に示すとおりとする。但し、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変更することができる。

２　消費税は、助成対象外とする。

（車両の登録）
第５条　助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の３月１３日までに登録を完了するものでなければならない。
２　前項の登録は、初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く。）
（交付申請）
第６条　会員は、助成金の交付を受けようとするときは、事前に様式１による「低公害車導入促進助成金交付申請書」を、別に定める期日までに県ト協に提出しなければならない。
２　前項の申請に必要な添付書類は別に定める。
（交付決定）
第７条　県ト協は、前条第１項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式２による「低公害車導入促進助成金交付決定通知書」により会員に通知する。
２　県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
（導入実績報告及び助成金の請求）
第８条　会員は、低公害車導入事業が完了した日から１ヶ月以内に、リースによる導入のときは様式３の（１）により「低公害車導入促進助成事業実績報告書」を、購入による導入のときは様式３の（２）により、「低公害車導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）を提出しなければならない。
（助成金の確定及び交付）
第９条　県ト協は、前条の「低公害車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は、会員のリース契約先に対して、購入による導入の場合は会員に対して、それぞれ「低公害車導入促進助成金交付確定通知書」により通知し、助成金を交付する。
（申請内容の変更・取下げ）
第１０条　会員は、交付決定後に申請内容等を変更するときは、あらかじめ県ト協に「低公害車導入促進助成金交付申請変更届出書」を提出しなければならない。
２　会員は、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに「低公害車導入促進助成金交付取下届出書」を県ト協に提出しなければならない。
（交付決定の取消しと助成金の返還）
第１１条　会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。
２　会員又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該車両にかかる助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過した

とき以降に発生したものについてはこの限りではない。

1）　助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2）　事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3）　差押え又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4）　会員が県ト協を脱会、又は除名されたとき。

5）　使用の本拠の位置を長野県以外に変更したとき。

3　前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に会員(又はリース会社)へ交付されているときは、会員(又はリース会社)に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4　前項の返還を求められた会員(又はリース会社)は、返還期限までに助成金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第１２条　会員は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、長野県以外への使用本拠の位置の移動、リース契約の解除(リースによる導入の場合)、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第１３条　会員に対し、低公害車の導入、維持・管理等の状況について報告を求めたときは、会員は、速やかにこれを報告しなければならない。

(導入効果等の報告)

第１４条　助成金の交付を受ける会員は、別に定める調査票に基づき、低公害車導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

(助成条件)

第１５条　申請時において、協会費の滞納期間が３ヶ月以上又は滞納額が５０，０００円以上ある会員には助成を行わない。

(その他必要な事項)

第１６条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、平成２６年４月１日より施行する。

【別表　１】　導入車両台数制限

車両保有台数	導入車両上限
５０台未満	５台
５０台以上１００台未満	１０台
１００台以上	１５台

【別表　２】　低公害車導入促進助成金交付額一覧表（第４条関係）

1.　CNG 車（新車）

（リース、買取り）　価格差の６分の１　　金額単位：円

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協
2 トンクラス	806,000	135,000	134,000
4 トンクラス	3,029,000	505,000	504,000

2.　ハイブリッド車

（リース、買取り）　価格差の８分の１　　金額単位：円

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協
2 トンクラス	780,000	98,000	97,000
4 トンクラス	2,697,000	338,000	337,000

3.　CNG 車（使用過程車改造）　定額助成　　金額単位：円

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協
2 トンクラス	806,000	100,000	100,000
4 トンクラス	3,029,000	100,000	100,000

最大積載量を問わず定額助成

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会又は地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

※大型車等定めのない車種の助成金交付額は、個別に判断する。

安全装置等及びEMS機器導入促進助成金事業の助成対象機種の追加・廃止について

標記事業に係る助成対象機種について、全ト協から下記のとおり改廃の通知がありましたのでご連絡いたします。

担当：篠田

記

1. 安全装置の助成対象機種の追加

【IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器】

装置メーカー名	品名	型式	備考
㈱タニタ	アルプロ	FC-1008D	

【呼気吹き込み式アルコールインターロック】

装置メーカー名	装置名称・型式
東海電子㈱	ALC-ZERO 「対象型式」T-ALC-LK100(カメラない、SD なし)
	ALC-ZERO Ⅱ 「対象型式」T-ALC-LK200(カメラ、SD あり)
秋田県貿易㈱	アルコ・インターロック Pro FIT228-LC

2. 安全装置の助成対象機種の廃止

【後方視野確認支援装置】

装置メーカー名	装置名称・型式
㈱ワーテックス	BACK EYE SYSTEM 「対象型式」TU706、XL-703(天吊り型)

3. EMS 機器の助成対象機種の追加

装置メーカー名	機器名称	型式	ﾃﾞｼﾞﾀｺ型式 指定番号	備考
富士ソフト	スマートデジタコ	FSDT-01	自 TD-108	

平成26年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成26年5月1日現在

後方視野支援装置

装置メーカー名	装置名称・型式
㈱日本ヴューテック	リアヴューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N、TKV-S30　<但し、TKV-S30(OD)は除く>（注2） TKV-S30D、TKV-S30DF、VA-S50
	ナイスヴューモニター 「対象機種」：VW-S10、VW-S20、VW-SN20、VA-S40
市光工業㈱	セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-500シリーズ、STR-100シリーズ(注4) (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、STR-100D、STR-100FSは除く)
㈱ワーテックス	BACK　EYE　SYETEM 「対象型式」 XL-702(天吊り型)、TS706、TM706、
クラリオン㈱	カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット：LAA-057-100又は LAA-057-110」が含まれること。(注1)
三菱電機㈱	カービジョン　ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-6000、CM-7200、CM-7200A、CM-7210(注1)
アールアンドピー㈱	ルームミラー取付タイプカラー―バックカメラセット 「対象型式」 DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB、BE-RV200-RA、BE-RV200-RB BE-RV141-RA、BE-RV141-RB
㈱アルファ・デポ	バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-8000(注3)、AP－8500Q、AP－4300/S
槌屋ヤック㈱	バックモニターセット 「対象型式」 XCM8SA、XCM8MA、XCM8LA、XCM8XA、XCM8YA XC-M9SA、XC-M9MA、XC-M9LA、XC-M9XA、XC-M9YA
CBC㈱	ラウンドビューシステム「対象型式」 ZMC-RVS11N-20、ZMC-RVS11N-15、ZMC-RVS11S-20、 ZMC-RVS11S-15、ZMC-RVS22N、ZMC-RVS22S、ZMC-RVS33N、 ZMC-RVS33S、ZMC-RVS44N、ZMC-RVS44S
日本セラミック㈱	ＯＳＤソナーシステム E215-TM00、E215-TS00

(注1)全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入業者に対し、装着証明書を発行するように依頼済み。
なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。
(注2)TKV－S30(OD) はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30(OD) 」と明記されている。
(注3)AP-8000の装着には、別途ｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ(AP-5002、AP-5023、AP-7070、AP-7075、AP-7080) が必要。
AP-8000/odはオンダッシュ方式のため対象外。
(注4)STR-100シリーズは、ドライブレコーダ(標準型)との一体型、別途申請が必要。

【装着証明書記入上の注意】
①市光工業㈱の機器については、ST-900・ST-500等はシリーズ名ですので、導入機器の個別型式を記入願います。
②クラリオン㈱の機器については、必ずLAAから始まる型式を記入願います。

平成26年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成26年5月1日現在

呼気吹込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称・型式
東海電子㈱	ALC-ZERO 「対象機種」 T-ALC-LK100(カメラなし、SDなし)
	ALC-ZERO Ⅱ 「対象機種」 T-ALC-LK200(カメラ、SDあり)
秋田県貿易㈱	アルコ・インターロックPro FIT228－LC

平成26年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成26年5月1日現在

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

装置メーカー名	品名	型式	備考
東海電子㈱	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile Ⅱ	T-ALC-MB200	
㈱タニタ	アルプロ	FC-1000	
		FC-1008D	
サンコーテクノ㈱	アルコガーディアン モバイル　TR-1	TR-1	
	アルコガーディアン モバイル　TR-2	TR-2	専用スマホとセット

平成26年度対象機器一覧（ＥＭＳ機器）

☆EMS機器(映像記録タイプを除く)　　平成26年5月1日現在

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ型式指定番	備考
矢崎エナジーシステム	デジタコ本体	DTG1	自TD-1	
		DTG2, DTG2L	自TD-11	
		DTG3	自TDⅡ-5	
		DTG4	自TDⅡ-9	
		YAZAC-eye3T	自TDⅡ-25	
		YAZAC-eye3TLDW	自TDⅡ-25	
		DTG5	自TDⅡ-33	
	テレマティクス	YAZAC-TLM2		
富士通	デジタコ本体	FV5511A2	自TD-13	MBCD/communications
		FV5511B2		
		FV5601A1	自TD-14	MBCD/basic
		FV5601B1		
		FV5501A1	自TD-9	MBC2002
		FV5501B1		
		FV5512A2	自TDⅡ-3	MBCD/communicationsⅡ
		FV5512B2		
		FV5602A1	自TDⅡ-2	MBCD/basicⅡ
		FV5602B1		
		FV7100C1	自TDⅡ-21	DTS-C1
		FV7100C1M	自TDⅡ-23	DTS-C1M
		FV7100C1X	自TDⅡ-24	DTS-C1X
		FV710C1A	自TDⅡ-35	DTS-C1A
		FV710C1MA	自TDⅡ-35	DTS-C1MA
		FV710C1XA	自TDⅡ-35	DTS-C1XA
		TV7000A1	自TDⅡ-8	DTS-A1
		TV7000A1G	自TDⅡ-8	DTS-A1G
	ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TDⅡ-21	DTS-C1D
		FV7100C1MD	自TDⅡ-23	DTS-C1MD
		FV7100C1XD	自TDⅡ-24	DTS-C1XD
		FV710C1DA	自TDⅡ-35	DTS-C1DA
		FV710C1MDA	自TDⅡ-35	DTS-C1MDA
		FV710C1XDA	自TDⅡ-35	DTS-C1XDA
	モバイルトレーサー	TV7100B1		DTS-B1
		TV7100B1M		DTS-B1M
		TV7100B1F		DTS-B1F
堀場製作所	デジタコ本体	HIT-802G	自TDⅡ-13	
		HIT-802GA	自TDⅡ-13	
		HIT-1100	自TDⅡ-17	
		HIT-1100Y	自TDⅡ-17	
	ドライブレコーダー機能付デジタルタコグラフ	DRT-7000	自TDⅡ-34	
		DRT-7100		
		DRT-7100A		
		DRT-7100F		
	デジタコ本体	DTR-7500	自TDⅡ-34	
		DTR-7500A		
		DTR-7500F		
データ・テック	SRPocket	M67		
	SRDigitacho	M603(M603DR)	自TDⅡ-11	ドラレコ(DVRmini+)とのセットはM603DRと表記
	SRVDigitacho	M610	自TDⅡ-27	
	SRVDigitacho　N	M612	自TDⅡ-37	
ミヤマ	ナビゲーションユニット	MHS-03DT	自TDⅡ-12	ｴｺﾄﾞﾗｲﾌﾞﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ
日野自動車	ドライブマスター			
いすゞ自動車	みまもりくんコントローラー	みまもりくんｺﾝﾄﾛｰﾗｰ	自TDⅡ-6	

光英システム	車載端末機	K-220		統合輸配送管理システム
	車載端末機	K-250		統合輸配送管理システム
	車載端末機	KD-250	自TDⅡ-14	統合輸配送管理システム
トワード	TRU-SAM	TK1512-12		
データトロン	車載端末機	TMS-1		
日米電子	車載端末機	D-NASⅢ		車両動態管理システム
三菱ふそう トラック・バス	エコフリートPRO	QZ064660A (QZ064680A)	自TDⅡ-10	ドラレコ(DVRmini+)とのセットはQZ064680Aと表記
パイオニア販売	セールスログプラス	BIT-10 GPS-M1ZZ		GPS構成
		AVIC-MRZ07-2-B2V		ナビ構成
		AVIC-MRZ05-2-B2V		ナビ単体
		AVIC-MRP007-B2V		ナビ単体
		AVIC-MRP006-B2V		ナビ単体
システック	POSITION　SEEKER	PS30-00S		
	Earth　Drive	EDUT-1000		
アポロ技研	AdaptEco	AD-E1		
あきば商会	タコドラ	MAS-A1	自TDⅡ-28	
		MAS-A1DR	自TDⅡ-28	
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100	自TDⅡ-18	
	ドライビングパートナー	DDD-100-DR	自TDⅡ-18	
NECソフト	Drive　Manager　V2	FV7100B4N		DTS-B3
日本低酸素開発	EcoDriveManager	EDM-01		
UDトラックス	デジタコ本体	NDT-200	自TDⅡ-26	UDｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｻｰﾋﾞｽ
沖電気工業	エコポジ	NDC-1000		
クラリオン	ドライブレコーダー	CF-2500A-A	自TDⅡ-20	
ITSグリッド	スマートロジ	PSL-0101		
富士通テン	OBVIOUSレーダー	DRD-4020(E)	自TDⅡ-36	専用ｿﾌﾄ「ｴｺ安全運転支援ｿﾌﾄ」使用時に対応
		DRD-4020(E)-DR	自TDⅡ-36	
メルモ	i-Tacho	IT-1000	自TDⅡ-40	
富士ソフト	スマートデジタコ	FSDT-01	自TD-108	

※解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。
※本対象機器は、予告なしに変更することがあります。

【申請上の注意】

＝デジタコ・ドライブレコーダー一体型の助成対象機器ですので、交付金申請にあたっては、それぞれ別に申請書を作成願います。

平成26年度全ト協助成「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の公募について

燃料価格の高騰に対応するため、燃料の安定的な確保に取組むトラック運送事業者等が、軽油供給施設を新設もしくは増設を行う場合、その費用の一部を助成します。

担当：篠田

記

1．助成要件

軽油専用タンク (埋設型)の設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設を伴う代替を行い、平成２６年４月１日～平成２７年３月１０日までに市町村 (各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けるもの。

2．助成対象

① 会員事業者

② 協同組合･連合会

注意：交付申請は、1施設･1基1回限りとする。

過去に助成を受けた場合は、対象外とする。

3．助成金額

軽油供給施設の新設(設置1箇所のみ)　100万円

軽油専用タンクの増設、増設を伴う代替　30万円

※但し、公募期間内に申請が予算総額を超過した際は、1件当たりの助成金額を減額する場合がある。

4．予算総額　8,000万円

5．公募期間　**平成２６年7月１４日(月) ～7月３１日(木) 県ト協必着**

6．申請手続き

公募期間中に、助成金申請書、施行工事契約書 (写し)等を県ト協に提出すること。

7．その他

本事業の助成対象となった会員事業者は、本助成要綱及び「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

全ト協の本支援事業による助成金と、長野県トラック協会が行う「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」による助成金は、併用して受領することができます。

なお、詳細につきましては、県ト協：担当　篠田までご照会ください。

◆助成対象（新設扱い）となるケース

1．所有地（更地）に給油所を新設する場合

【設置前】　　【設置後】

2．既存給油所を（一度更地にして）全改装する場合

【変更前】　　更地　　【変更後】

※一部でも既存設備が残っていれば増設扱い（防火壁は除く）となります。

◆タンク増設扱いとなるケース

1．燃料タンクの代替を行う場合

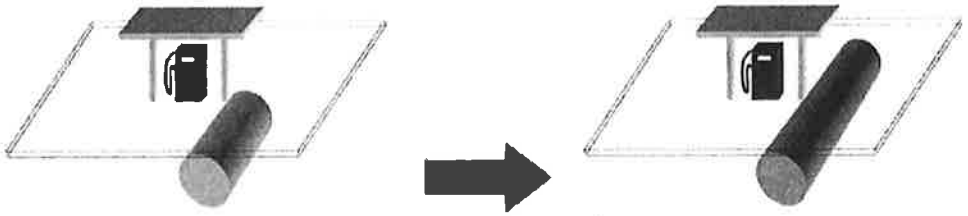

【変更前】10Kl タンク　　【変更後】20Kl タンク

2．燃料タンクの増設を行う場合

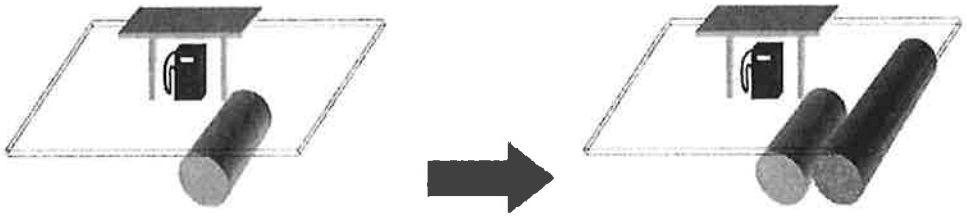

【変更前】10Kl タンク　　【変更後】10+20Kl タンク

第３６回プロドライバー事故防止コンクール表彰式開催

去る５月１２日、ホテル国際２１において第３６回プロドライバー事故防止コンクール表彰式が開催され、次の皆様が表彰されました。おめでとうございました。

特別表彰受賞事業所（３事業所）

株式会社パワード・エル・コム
松本牛乳輸送株式会社
北安陸送株式会社

最優秀賞受賞事業所（２０事業所）

青木運輸倉庫株式会社
有限会社飯田市場運輸
川上陸送株式会社
三協運輸株式会社
三鱗運送株式会社
中央運輸株式会社
長野第一物流株式会社
南信貨物自動車株式会社
福山エクスプレス株式会社
有限会社山大運輸
アート梱包運輸株式会社
岡谷運輸株式会社
眞田陸送株式会社
三信運輸株式会社
諏訪貨物自動車株式会社
長野通運株式会社
長野陸送株式会社
有限会社パル飯田
株式会社丸運工業
吉田倉庫株式会社

標語部門受賞作品最優秀

「上げる手に　笑顔で止まる　思いやり」
南信貨物自動車株式会社　　三島信幸

その他、優秀事業所３０事業所、優良事業所１０事業所、標語部門佳作３作品が受賞されました。